平成21年9月15日
第2114号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○自然環境保全地域の指定予定（４２７・自然保護課）……1
○自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定（４２８・自然保護課）……1
○建築基準法による道路位置の変更（４２９・鹿角地域振興局建設部）……2
公　告
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（総合防災課）……2
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（会計管財課）……2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）……5
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（１５２）……6
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（１５３）……6
公安委員会告示
○雑踏警備業務に係る検定の実施（１１０・生活安全企画課）……6

告　　示

秋田県告示第427号

秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第12条第１項の規定により、次のとおり自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第３項の規定に基づき、告示する。

平成21年９月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

自然環境保全地域の名称	自然環境保全地域に含まれる土地の区域	自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所	自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間
秋田県笹森山自然環境保全地域	由利本荘市赤田字滝ノ上１番及び１番１並びに字土本71番２及び71番４ 114.67ヘクタール	秋田県生活環境文化部自然保護課並びに由利本荘市市民環境部生活環境課、同市北内越出張所及び同市小友出張所	平成21年９月15日から同月28日まで

秋田県告示428号

秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第13条第１項の規定により、次のとおり自然環境保全地域に関する保全計画を決定する予定であるので、同条第４項において準用する同条例第12条第３項の規定に基づき、告示する。

平成21年９月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　秋田県笹森山自然環境保全地域の保全計画の案の概要

⑴　保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

この地域は、かつてスギ植林が行われた地域であるが、スギの生育が悪い箇所ではシナノキ群落等に遷移しており、その林床には希少な植物が自生している。この自然環境を維持するため特別地区及び野生動植物保護地区に指定し、適正な保全を図る。

⑵　特別地区の指定に関する事項

この地域の希少な野生植物の保護を図るため、特別地区及び野生動植物保護地区として保全するとともに、シラネアオイ等の植物を保護すべき野生植物とする。

⑶　保全のための施設に関する事項

自然環境保全地域内の自然環境を保全するため、次の施設を設置する。

標識

２　秋田県笹森山自然環境保全地域の保全計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

秋田県生活環境文化部自然保護課並びに由利本荘市市民環境部生活環境課、同市北内越出張所及び同市小友出張所

平成21年９月15日から同月28日まで

秋田県告示第429号

建築基準法(昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づき指定した道路の位置を次のとおり変更したので、公告する。

平成21年９月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

申請者の住所及び氏名	旧新別	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	変更年月日
鹿角市花輪字寺ノ後42番地７ 有限会社プラントス 代表取締役 田　中　教　雄	旧	鹿角市花輪字寺ノ後42番の内及び43番の内	30.00メートル	6.00メートル	平成21年９月３日
	新	鹿角市花輪字寺ノ後42番２、42番７の内及び43番１	38.00メートル	6.00メートル	

公　　告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成21年９月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　随意契約に係る物品の名称及び数量

秋田県消防防災ヘリコプター「なまはげ」（川崎式ＢＫ117Ｃ―１型回転翼航空機）のハイドロユニット　１個

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県知事公室総合防災課　秋田市山王三丁目１番１号

３　随意契約の相手方を決定した日

平成21年８月31日

４　随意契約の相手方の名称及び住所

川崎重工業株式会社　岐阜県各務市川崎町１番地

５　随意契約に係る契約金額

36,469,650円

６　随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第１号に該当

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所　　在　　地	地目等	面　積（㎡）	予定価格（円） 入札保証金（円）
1	仙北市角館町上菅沢309番１	宅地	420.04	6,217,000 622,000

2	大館市小館花字萩野台4番24	宅地	296.06	3,042,000 305,000
3	北秋田市米内沢字出向48番11	宅地	373.32	2,034,000 204,000
4	能代市中和二丁目77番	宅地	160.87	5,647,000 565,000
5	能代市花園町21番	宅地	138.55	4,490,000 449,000
6	能代市松美町166番	宅地	242.88	5,082,000 509,000
7	能代市中和一丁目18番44	宅地	240.70	8,540,000 854,000
8	男鹿市船川港船川字元浜町209番１	宅地	544.48	8,073,000 808,000
9	男鹿市船川港船川字元浜町209番３	宅地	544.49	8,377,000 838,000
10	南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台92番７	宅地	276.59	626,000 63,000
11	大仙市大曲住吉町23番１	宅地	241.97	8,060,000 806,000
12	大仙市大曲住吉町23番３	宅地	241.98	7,740,000 774,000
13	大仙市大曲戸巻町81番３	宅地	1,030.84	20,050,000 2,005,000
14	横手市安田字八王寺99番73	宅地	313.75	3,256,000 326,000
15	横手市安田字八王寺99番122	宅地	313.75	3,256,000 326,000
16	横手市婦気大堤字下久保116番	宅地	1,165.72	18,400,000 1,840,000
17	湯沢市御囲地町392番５	宅地	256.95	6,012,000 602,000

番号	自　動　車　登　録　番　号　等	予定価格（円） 入札保証金（円）
18	自動車登録番号　秋　44　ふ　87 登録年月日　昭和53年６月30日 自動車の種別　小型 用途　貨物 車体の形状　キャブオーバ 車名　ニッサン 乗車定員　３人 型式　C340 原動機の型式　H20 総排気量　1.98リットル	10,000 1,000

2　契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

番号	場　　所	期　　間
1～18	ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による	平成21年９月17日（木）午後１時から同年10月１日（木）午後２時まで

3　入札執行の場所及び期間

番号	場　　所	期　　間
1～18	公有財産売却システムによる	平成21年10月15日（木）午後１時から同月22日（木）午後１時まで

4　開札日時

番号	場　　所	日　　時
1～18	公有財産売却システムによる	平成21年10月22日（木）午後１時

5　入札の方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は１回に限り行うことができる。

6　現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
1～17	各物件所在地	随時
18	秋田市川尻町大川反170番197	平成21年９月25日（金）午前10時から正午まで

7　入札に参加する者に必要な資格
(1)　地方自治法施行令第167条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
(2)　日本語を完全に理解できる者。
(3)　インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフー

オークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。

(4)　公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。

(5)　２により、あらかじめ一般競争入札への申込みをした者であること。

８　一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1)　仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。

(2)　申込み手続き

一般競争入札の参加申込み手続きは、(1)により参加の申込み手続きを完了した後、２で掲げた期日までに所定の申込書により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申込むものとする。

なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

９　入札保証金に関する事項

(1)　入札に参加しようとする者は、１に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。

(2)　落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

(3)　入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

10　契約に関する事項

落札者は、平成21年10月27日（火）までに契約締結しなければならない。

11　売払代金の納入

契約を締結した者は、物件が不動産の場合は平成21年11月16日（月）までに、物件が自動車の場合は平成21年11月４日（水）までに当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

12　入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

13　落札者の決定の方法

入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

14　予定価格

秋田県財務規則附則第７項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

15　その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話018-860-2736）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三種町浜口土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月15日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町浜田字一本柳２番地	三　浦　政　夫
〃　〃　大口字釜谷48番地	牧　野　秀　孝
〃　〃　〃　字上の沢56番地１	荒　谷　益太郎
〃　〃　芦崎字入口225番地	三　浦　広　正
〃　〃　浜田字堂前115番地	畠　山　健　一
〃　〃　芦崎字大谷地576番地	畠　山　則　夫
〃　〃　浜田字砂崎87番地２	檜　森　保　雄
〃　〃　大口字大口61番地	金　子　俊　顕
〃　〃　芦崎字追泊177番地２	畠　山　勝　寛
〃　〃　大口字釜谷134番地	牧　野　　要
〃　〃　浜田字堂前197番地	檜　森　元　明

２　就任理事の住所及び氏名

山本郡三種町大口字釜谷48番地	牧　野　秀　孝
〃　〃　芦崎字追泊177番地２	畠　山　勝　寛
〃　〃　大口字上の沢56番地１	荒　谷　益太郎
〃　〃　芦崎字入口225番地	三　浦　広　正
〃　〃　浜田字堂前115番地	畠　山　健　一

山本郡三種町浜田字砂崎87番地２　檜　森　保　雄
〃　〃　大口字大口61番地　金　子　俊　顕
〃　〃　〃　字釜谷134番地　牧　野　　要
〃　〃　浜田字堂前197番地　檜　森　元　明
〃　〃　芦崎字大谷地567番地　泉　　英　幸
〃　〃　浜田字堂前111番地　清　水　好　道

３　退任監事の住所及び氏名
山本郡三種町浜田字後野75番地１　檜　森　茂　樹
〃　〃　芦崎字入口160番地１　伊　藤　秋　夫
〃　〃　大口字大口113番地　加賀谷　幸　悦

４　就任監事の住所及び氏名
山本郡三種町浜田字後野75番地１　檜　森　茂　樹
〃　〃　芦崎字入口160番地１　伊　藤　秋　夫
〃　〃　大口字大口113番地　加賀谷　幸　悦

選挙管理委員会告示

秋選管告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の１の数及び３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年９月15日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

50分の１の数　18,683

３分の１の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）

222,357

秋選管告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年９月15日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

選挙区別

秋田市	89,353
能代市山本郡	26,634
横手市	28,365
大館市	22,603
男鹿市	9,759
湯沢市雄勝郡	20,800
鹿角市鹿角郡	11,818
由利本荘市	24,277
潟上市	9,686
大仙市仙北郡	32,174
北秋田市北秋田郡	11,708
にかほ市	7,836
仙北市	8,716
南秋田郡	7,658

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第110号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第７条の規定により、公示する。

平成21年９月15日

秋田県公安委員会委員長　柴　田　寛　彦

１　検定を実施する警備業務の種別及び級

検定規則第１条第３号に規定する雑踏警備業務に係る１級

２　実施日時

平成21年12月18日（金）午前９時から午後５時まで

３　実施場所

秋田市寺内神屋敷３番１号　秋田県青少年交流センター

４　定員

30人（先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。）

５　受検資格

次のいずれにも該当する者

(1)　秋田県内に住所を有する者又は秋田県内の営業所に属している警備員

(2)　雑踏警備業務２級検定合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が１年以上であるもの

６　受検申請手続

(1)　申請受付期間

平成21年10月26日（月）から同月30日（金）までの午前９時から午後５時まで

(2)　申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3)　提出書類等

ア　検定申請書　１通

イ　秋田県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）１通

ウ　秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあっては、当該営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書）　１通

エ　写真　２枚（申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ　雑踏警備業務２級検定合格証明書の写し　１通

カ　警備業務従事証明書　１通

キ　代理人が提出する場合は、本人からの委任状　１通

(4)　その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた者によることとする。

７　手数料

13,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

８　検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1)　学科試験の内容

ア　警備業務に関する基本的な事項

イ　法令に関すること。

ウ　雑踏の整理に関すること。

エ　雑踏警備業務の管理に関すること。

オ　人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2)　実技試験の内容

ア　雑踏の整理に関すること。

イ　雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ　人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

９　その他

⑴　検定当日の受付時間は、午前８時30分から午前８時50分までとする。

⑵　検定に際しては、受検票、筆記用具を持参し、検定を受けやすい服装とすること。

⑶　検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（電話018-863-1111、内線3043～3045）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印刷所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号